

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

ホームページで、
こども家庭庁による
「こども誰でも通園制
度(仮称)」説明会 動画
を公開中！

ー今号の目次ー

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(こども家庭庁) … 1

◆ 令和6年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(こども家庭庁)

こども家庭庁より事務連絡「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その2)」(令和6年1月16日)、「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その3)」(令和6年1月17日)が発出されました。

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震及びこれに伴う災害に被災した保護者等に係る対応については、1月2日に事務連絡「子ども・子育て支援に係る災害対応について(周知)」、FAQ(令和6年能登半島地震)、同12日に事務連絡「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について」がそれぞれ発出されています(全保協ニュース No.23-43 既報)。

上記の事務連絡の追加事項として、今回の事務連絡では、下記事項が示されています。

「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その2)」

(令和6年1月16日発出)

1. 二次避難等を受け入れる市町村において求められる対応について
2. 財政措置について

「令和6年度能登半島地震に係る保育関係の災害対応について(周知)(その3)」

(令和6年1月17日発出)

- ・保護者向けのパンフレット(2次避難を検討されている0～5歳の子どもをお持ちの皆様へ)

詳細は、添付 PDF をご確認ください。なお、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ることです。

【添付資料】

- ・【240116 事務連絡】令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 2）（二次避難等を受け入れる市町村における対応について）
- ・【240117 事務連絡】令和 6 年能登半島地震に係る保育関係の災害対応について（周知）（その 3）（保護者向けのパンフレット）
- ・【別添】保護者向けのパンフレット（2 次避難を検討されている検討されている 0～5 歳の子どもをお持ちの皆様へ）

【保護者向けのパンフレット】



2 次 避 難 を 検 討 さ れ て い る 0～5 歳の子どもをお持ちの皆様へ

2 次避難先の市町村では、転園手続きをとることなく、保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2 次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして 2 次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2 次避難先の市町村の保育関係の行政窓口にご相談ください。

- 2 次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ 2 次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について
知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。
<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

令和 6 年能登半島地震に関するこども家庭庁からのお知らせ
<https://www.cfa.go.jp/23d4d14b-12f4-439a-9b22-64671504c7c9/>

